

# 「美郷町子ども計画(案)」への ご意見を募集します

## 概要

町では、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、子ども・若者育成支援等もふまえた総合的かつ一体的な子ども施策を推進するため、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「美郷町子ども計画」を策定します。この計画の策定にあたり、皆さんからのご意見を募集します。

## 期間

1月14日(火)～1月31日(金)

## 閲覧場所

町ホームページのほか次の施設で閲覧できます。  
・美郷町役場(2階 子ども子育て課窓口)  
・六郷出張所、仙南出張所、地域子育て支援センター(各子ども園内)

## 意見を提出できる方

- ・町内に在住、在勤、在学の方
- ・町内で事業を営む方
- ・町内で活動する団体
- ・町内に納税義務のある方



## 意見の提出方法

氏名、住所、連絡先を記入の上、次のいずれかの方法で町子ども子育て課まで提出してください。書面での場合、「意見様式」を③の窓口または町ホームページから取得できます。



### ①電子申請システム

電子申請システムより直接入力(右記二次元コードを読み取ってください)

### ②メール ✉ms\_kosodate@town.misato.akita.jp

### ③窓口

町子ども子育て課(役場2階)または六郷・仙南各出張所

### ④郵送

〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170-10  
美郷町役場子ども子育て課 子育て支援班 宛

### ⑤FAX 0187(85)3102

## 意見に関する考え方の公表

お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いませんが、後日ご意見の内容ごとに町の考え方を整理して公表します。なお、公表にあたっては、氏名等の個人情報は掲載しません。小中高生の意見も募集しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

申・問●町子ども子育て課 子育て支援班 ☎0187(84)4904

## 秋田県美術展覧会 第22回仙北地域展

秋田県美術展覧会(通称:県展)は、日本画・洋画・彫刻・工芸・書道・写真・グラフィックデザインの7つの分野で構成された県内最大の公募展です。この巡回展として美郷町学友館では、2024年6月に開催された第66回県展の入賞・入選者のうち、美郷町・大仙市・仙北市の作家の作品を集めて「仙北地域展」を開催します。作者による解説とともに、作品誕生の背景に触れ、作品に対する思いを感じることができます。皆さんのご来館をお待ちしています。

期 間◆1月18日(土)～2月23日(日・祝)  
会 場◆美郷町学友館

主 催◆秋田県美術展覧会委員会、美郷町教育委員会

開館時間◆午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

休 館 日◆毎週月曜日

入 館 料◆一般:300円 高校生以下:無料

※10名以上の団体、障害者手帳またはミライID提示の方は1人200円。



問●美郷町学友館 ☎0187(84)4040

令和6年分所得税の確定申告および令和7年度町県民税の申告相談が次の日程で始まります。令和7年1月1日現在で美郷町に住所登録している方の、令和6年1月1日から12月31日までの1年間の所得が対象となります。

期 間◆2月5日(水)～3月14日(金)

日程・会場◆10ページの日程表をご覧ください。

時 間◆次の時間帯から1世帯当たり30分の予定で実施します。

2月5日(水)から  
3月14日(金)まで  
所得税と町県民税の  
申告相談が  
始まります

申告相談は事前予約が必要です

午前  
の部

午前8時45分

午前9時15分

午前9時45分

午前10時15分

午前10時45分

午前11時15分

午前11時45分

午後  
の部

午後1時15分

午後1時45分

午後2時15分

午後2時45分

午後3時15分

午後3時45分

午後4時15分



## 所得税の確定申告について

### 申告が必要な方

- ・ 農業を営んでいる方
- ・ 個人で事業を営んでいる方
- ・ 地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・ 給与を2事業所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
- ・ 年末調整をした給与以外の所得が、20万円を超える方
- ・ 勤務先で源泉徴収されていない方
- ・ 土地や建物を売った方 など

## 町県民税の申告について

### 申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方(町県民税の申告をしたとみなされます)以外で下記にあてはまる方

- ・ 年末調整をした給与所得のほかに20万円以下の所得がある方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・ 収入が遺族年金や障害年金、失業給付金などの非課税所得のみの方

※未申告の場合は国民健康保険税等に影響します。

申告が必要かどうかの簡易判定フローチャートを8ページに掲載していますので、ご参照ください。

## 申告時に必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードと身分証明書(運転免許証など)
- ②「利用者識別番号」の通知または税務署からの「確定申告のお知らせ」のはがき

### 【給与や公的年金等の収入がある方】

- ③源泉徴収票の原本  
(電子交付の場合、スマートフォン等による確認も可)

### 【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】

- ④収支内訳書または帳簿など
  - ⑤農産物の出荷証明書など
  - ⑥必要経費として計上するものの支払証明書や領収書等
- ※事業所得がある方は、収入金額や必要経費を収支内訳書やノートなどへ整理・集計してからご来場ください。

### 【一時所得・雑所得(個人年金、報酬)等がある方】

- ⑦支払明細書や支払調書など

### 【各種控除を申告される方】

- ⑧社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除  
→ 保険料を支払った証明書や領収書
- ⑨寄附金控除 → 支払った領収書や証明書
- ⑩障害者控除 → 障害者手帳など
- ⑪医療費控除 → 人ごと、医療機関ごとに集計した明細書

### 【所得税の還付申告をする方】

- ⑫通帳やキャッシュカードなど申告者の口座情報を確認できるもの(本人名義の口座に限る)

家族の分も申告される場合は、上記の申告時に必要なものを全てお持ちください。